

就学指定校変更・区域外就学申請一覧

申請項目	申請期間・方法	必要書類	許可条件
1. 入学年度中（令和9年3月31日まで）に異動予定がある場合	10月1日～3月末 学務課窓口にて申請	①区域外申請書 ②転居・転入予定年月日、物件の所在地や契約が確認できるものの ③住民票の写し（市外からの転入の場合）	* 必要書類②の例 ・ 売買契約書 ・ 工事請負契約書 ・ 建築確認申請書（写） * 事前に学務課へご相談ください
2. 身体的な事由による場合	10月1日～3月末 学務課窓口にて申請	①区域外申請書 ②医師の診断書等 事由を証明するに足る書類	・ 通院等の事由が存する期間許可する * 事前に学務課へご相談ください
3. 指定校に希望する部活動がない場合	10月1日～ 10月31日 学務課窓口または郵送にて申請	①指定校変更申請書 ②部活動継続意向書兼誓約書	・ 指定校に希望する部活動がない場合で最も近距離の学校 ・ 希望する部活動を3年間継続し活動する場合で学務課に申請があった者
4. 兄弟と同じ学校に通学することを希望する場合	10月1日～ 10月31日 学務課窓口または郵送にて申請	①指定校変更申請書	・ 兄弟と同じ学校に弟妹が通学することを希望する場合で学務課に申請があった者（兄弟が卒業生の場合も含む）
5. 指定校変更した者が同じ学区の中学校へ通学を希望する場合	10月1日～ 10月31日 学務課窓口または郵送にて申請	①指定校変更申請書	・ 指定校変更をして学区外の小学校に入学・転入した者のうち、当該小学校の属する通学区域の中学校へ通学を希望する場合で学務課に申請があった者 （市内転居し、継続通学した者も含む）
6. 通学距離による配慮が必要な場合	10月1日～ 10月31日 学務課窓口または郵送にて申請	①指定校変更申請書	・ 原則指定校までの通学距離が実測で2.0km以上であり、変更を希望する学校までの通学距離が1km以内の場合で学務課に申請があった者
7. 鳩ヶ谷地区隣接特別区域等（新井宿の一部及び西新井宿の一部）在住の場合 * 区域の詳細はホームページをご覧ください	10月1日～ 10月31日 学務課窓口または郵送にて申請	①指定校変更申請書	・ 鳩ヶ谷地区隣接特別区域在住者であり、指定校を北中学校から里中学校に変更する場合で学務課に申請があった者 ・ 一部飛地に在住しており、学務課に申請があった者

※申請項目3～7について手続きを行い、一度許可された後は、居住する学区の学校であっても学校を再度変更することはできません。十分にご考慮いただいたうえで、ご申請ください。